

若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成27年10月30日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成27年10月30日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の対象 総務課、ふるさと創生課、町民福祉課、産業観光課
町土整備課、教育委員会事務局
若桜鉄道上下分離に関する契約・協定書
旧池田小学校の火災状況等
- 4 監査の範囲 (1) 平成27年度上半期の事務事業及び予算の執行状況
(2) 平成27年度上半期の工事の実施状況
- 5 監査の主眼及び方法
工事及び事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
- 6 監査の結果
(1) 若桜鉄道については、今後ますます厳しい経営状況が予想される。持続可能な公共交通を維持するためにも関係団体と連携を図り、経営改善されるよう助言・努力されたい。

- (2) 旧池田小学校については、復旧後、速やかに操業ができるよう関係者と協議をされたい。
- (3) 物品の管理台帳が整備不足で、現在残高の把握がなされていない。物品管理については書式等検討中とのことであるが、早急に対応されたい。
- また、公共施設等総合管理計画の策定を含めた固定資産台帳、備品管理台帳の作成が求められます。

以上